

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
	政策の達成目標	国内石炭の安定的な生産を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）
	同上の期間中の達成目標	国内石炭の安定的な生産を図る。
政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽油引取税の免除により国内石炭事業においては、過去5年平均（平成30年度～令和4年度）で石炭生産1トンあたり約325円の低減効果あり。 ・ 引き続き、国内炭の国際競争力のある価格での安定的な生産体制の確保は重要であり、本税制は必要である。 	
有効性	要望の措置の適用見込み	令和6年度～令和8年度の適用者数は7社（北海道のみ）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制は、国内石炭掘採事業者が炭鉱構内で使用する重機の動力源としての軽油にかかる措置であり、これによりその採掘原価をトン当たり383円程度低減する実効的効果がある。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同様の政策目的に係るほかの支援措置や義務付け等はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	該当なし。
	要望の措置の妥当性	国内炭は、市場原理の中、生産活動に対する国の支援なしに、生産しているところ。今後とも競争力のある価格での生産体制を維持するために本制度が必要。石炭生産においては、削岩、掘採、運搬等に多量の燃料を消費するため、その燃料コストを低減させ、採掘原価の低減に直接寄与する軽油引取税の課税免除措置は、国内石炭の安定的な生産を図る上で適切な措置と考えられる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p><算出方法> 北海道経済産業局調べに免税額（32.1円/L）を乗じ算出（7社合計）。（単位：千円）</p> <table border="1"> <tr><td>平成30年度</td><td>271,934</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>251,053</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>227,595</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>233,632</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>215,994</td></tr> </table>	平成30年度	271,934	令和元年度	251,053	令和2年度	227,595	令和3年度	233,632	令和4年度	215,994
平成30年度	271,934										
令和元年度	251,053										
令和2年度	227,595										
令和3年度	233,632										
令和4年度	215,994										
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>軽油引取税の課税免除の特例措置（総額）</p> <table border="1"> <tr><td>平成30年度</td><td>85,002,854千円</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>86,567,248千円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>77,621,716千円</td></tr> </table>	平成30年度	85,002,854千円	令和元年度	86,567,248千円	令和2年度	77,621,716千円				
平成30年度	85,002,854千円										
令和元年度	86,567,248千円										
令和2年度	77,621,716千円										
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本税制は、国内石炭掘採事業者が炭鉱構内で使用する重機の動力源としての軽油にかかる措置であり、これによりその採掘原価を直接、低減する実効的効果がある。</p> <p>国内炭は、市場原理の中で生産活動に対する国の支援なしに石炭を生産し、生産量は国内消費の約0.4%ではあるが、国内資源として活用されている。国内炭の競争力のある価格での生産体制を維持していく上で、本制度は有効に活用されていると評価できる。</p> <p>なお、政策評価法に基づき令和2年の事前評価等において、本措置の有効性は評価済み。</p>										
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>石炭の安定供給確保を図る。</p>										
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>現時点において安定的掘採及び供給を続けているため、目標は達成しているものの、将来的にも安定的な生産体制を維持することが目標であるため引き続き実施する必要がある。</p>										
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和36年 創設 平成21年 （道路特定財源から一般財源化） 平成24年 3年間の延長 平成27年 3年間の延長 平成30年 3年間の延長 令和3年 3年間の延長</p>										